

埼玉大学学生宿舎案内

1. 学生宿舎の概要

(1) 目的

埼玉大学学生宿舎は、埼玉大学に在学する学生に対し、修学に適する良好な環境を提供し、自主的な生活を通じて、自立性を培うとともに、規律ある社会性を育む機会を与えることを目的として設置されました。

(2) 管理運営

学生宿舎の管理運営は、統合キャリアセンターSUで行います。担当係は、学生支援課学生生活支担当係です。

問い合わせは 電話：048-858-3944

(3) 所在地

学生宿舎の所在地は、次のとおりです。

〒338-0825

埼玉県さいたま市桜区下大久保542

埼玉大学 学生宿舎



★の位置が、学生宿舎です。

(4) 居室数

居室数は、1号館(女子用)128室、2号館(男子用)80室、3号館(男子用)64室の合計272室(うち1室はモデルルーム)となります。

(5) 募集居室数および入居期間

毎年、全居室数の半分(女子64室、男子約72室)の約136室を募集しています。

入居期間は、学部2年次終了時の3月15日までとなります。学部3年次以上の方は入居できません。

2. 宿舍の設備

(1) 居室内の設備

居室内の居住スペースの広さは、約4.5畳です。そのスペースに、机、椅子、ベッドが置かれています。それ以外にユニットバス・トイレ、調理スペース、靴収納があり、エアコン、照明器具、遮光カーテンが標準設備となります。シャワーカーテンについては、入居時に別途お渡しします。

テレビ端子およびインターネット端子は居室内にありますが、インターネット環境は、学生宿舍独自に整備しているため、入居時に別途契約が必要となります。



(2) 居室外の設備

居室内に洗濯機を置くことができないため、管理棟に男女別のコインランドリーを設置してあります。【洗濯4kgまで1回200円、乾燥1回20分100円です。】

2号館入口付近に、飲料、軽食、カップ麺の自動販売機も設置してあります。

(3) 管理棟の設備

管理棟エリアにはコインランドリー・自動販売機以外にも、会合室1、会合室2、会合室3(和室)、調理室があります。入居者の交流を目的に設置してありますので、申請のうえ利用することができます。

その他に、喫煙室、共用トイレ、ゴミ置場、駐輪場があります。ルールを守った利用をお願いしています。

3. 宿舍の防犯対策

(1) 不審者の侵入防止

学生宿舍の建物内に入るためには、専用の居室キーが必要となります。

学生宿舍の玄関は1箇所、自動扉が2箇所設置してあります。外側の自動扉は郵便等の配達に支障がないように開閉しますが、内側の自動扉は居室キーがないと外部からは入れません(内部から外に出る場合は居室キーを必要としません)。

また、女子棟の1号館入口にも、自動扉を設置しており、専用のカードキーが必要となります。

(2) 防犯カメラの設置

学生宿舍では防犯のため防犯カメラを敷地内に設置しています。

居室内を含めたプライベートエリアは撮影範囲外ですが、事故等があった場合には、防犯カメラの内容を確認し、必要に応じ警察等に資料の提供を行う場合もありますので、留意願います。

不審者の侵入防止には、各自、注意が必要となりますので、入居者にはご協力をお願いしています。

4. 学生宿舍入居に係る費用

(1) 学生宿舍の寄宿料等

①「寄宿料」 19,100円

②「共益費」 3,800円(入居中であっても必要に応じ、変動する場合があります。)

上記の①および②は、入居期間中の費用として毎月の支払いが必要となります。

また、コンビニエンスストアからの払込または指定口座からの引き落としに係る手数料(120円または140円)も入居者に負担をお願いしています。

(2) 入居時の必要経費

入居時は、学生宿舍の寄宿料等の他に、「退去時居室清掃費」が必要となります。

退去後に実施する、室内および遮光カーテンのクリーニング、ベッド畳面の張替費用として、30,085円を入居時まで納付していただくこととなります。

(3) 納付方法および時期

入学時4月分の寄宿料等と退去時居室清掃費は、入居手続き日までにコンビニエンスストアからの払込をお願いしております。

5月分の納付は、入居手続き時に提出していただく「預金口座振替依頼書」による確認審査の関係で手続きが完了していないことから、入居手続き時に納付用紙をお渡しします。6月分以降は、埼玉大学から委託された業者により、前月の27日頃に「預金口座振替依頼書」に記載された金融機関口座から引き落としをいたします。

(4) その他注意事項

各自が使用する光熱水料、インターネット等通信に係る経費およびNHK受信料は、入居者本人が供給会社と契約をしていただき、別途支払いが必要となります。

また、学生宿舎内設備(居室内、外を含む)の破損・汚損等については、別途経費(実費弁償分)が発生することがあります。

例を挙げますと、

- ① 居室キーまたはカードキーの紛失 → 鍵実費分負担
- ② 居室内での喫煙による汚損 → 特殊クリーニング実施分+壁等塗装実施分
- ③ 壁等に穴またはテープ等による剥がれ → 壁補修実施分

通常の生活による利用の中で、設備の不具合が生じた場合には、学生支援課に相談していただくこととしています。設備自体の不良・不具合に関しては、経費は発生しません。